

第45回全国大会 大会宣言

平成26年最高裁判決で「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」と明確に示された。

市町村は自ら定めた「一般廃棄物処理計画」に沿って一般廃棄物の処理を確実に実施していく義務があり、区域を定め許可業者に責任をもたせる必要がある。

我々は一般廃棄物処理業者としてゆるぎない業界となるため、区域割りの重要性と合理化事業の必要性を再認識し、一致団結して推進することをここに宣言する。

令和元年10月15日

全国環境整備事業協同組合連合会

第45回全国大会